0902.40	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶		
	2 その他のもの		
090240.210	(1) 紅茶	3.0%	EIF
09.03			
090300.000	マテ	12.0%	B6
09.04	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー		
	ペッパー		
0904.11	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
090411.100	1 小売用の容器入りにしたもの	3.0%	EIF
0904.12	破砕し又は粉砕したもの		
090412.100	1 小売用の容器入りにしたもの	3.0%	EIF
09.10	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料		
	しょうが		
0910.12	破砕し又は粉砕したもの		
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
091012.299	－ その他のもの	2.5%	EIF
	その他の香辛料		
0910.91	この類の注 1(b)の混合物		
	2 その他のもの		
091091.210	(1) 小売用の容器入りにしたもの	3.6%	EIF
10.01	小麦及びメスリン		
	デュラム小麦		
1001.11	播種用のもの		
100111.010	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
	－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	－－ その他のもの	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2

1001.19	その他のもの		
100119.010	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
	－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	－－ その他のもの	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
	その他のもの		
1001.91	播種用のもの		
	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
100191.011	－－ メスリン		
	－－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	20.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	－－－ その他のもの	20.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
100191.019	－－ その他のもの		
	－－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1